

加須市都市計画マスタープラン策定方針

(令和6年7月12日市長決裁)

改正 令和7年1月31日一部改正

1 計画策定の趣旨

都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある市が、創意工夫のもと住民の意見を踏まえ、生活像、産業構造、都市交通、自然的環境等に関する現況や動向を勘案しながら、将来目指すべき都市の姿、ビジョンを明確化し、それを実現するための土地利用や諸施設の位置付け、配置等の指針とする「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものである。

2 計画の位置付け

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2第1項に基づき、「第2次加須市総合振興計画」並びに「加須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「北川辺都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即したものとし、各種の都市計画はこのマスタープランに即して定めるものとする。

3 計画の期間・構成

都市計画マスタープランの計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和27年度（2045年度）までの20年間とする。構成は次の(1)～(4)のとおりとする。

(1) まちづくりの理念や都市計画の目標

住民に理解しやすい形であらかじめ中長期的な視点に立った都市の将来像を示し、どのような都市をどのような方針のもとで実現しようとするのか、その実現に向けた大きな道筋として、まちづくりの理念や都市計画の目標を明確にしておくことが重要である。

特に地域に密着した土地利用や都市施設等については、将来のおおむねの配置、規模等を示し、住民が大まかな都市将来像を頭に描き、個々の都市計画が将来の都市全体の姿の中でどこに位置付けられ、どのような役割を果たしているか理解できるように、本市の社会的課題や近年頻発する自然災害などを踏まえながら、都市計画側のアプローチを記述する。

(2) 全体構想（基本理念を掲げ、将来に向けて取り組む施策とともに未来を展望する）

本市全域を対象として、用途地域等の地域地区、都市施設、市街地開発事業に関する都市計画の前提となる都市構造・都市空間及びこれと密接な関連を有する交通体系の整備の考え方や土地利用、施設整備等の方針とともに、都市内の自然的環境の保全その他良好な都市環境の形成、都市景観形成等の指針を明らかにする。

(3) 地域別構想（全体構想との整合を図りつつ地域ごとのまちづくりの方針とする）

本市を地形等の自然的条件、土地利用の状況、幹線道路等の交通軸、駅勢圏、日常生活上の交流の範囲、区域区分、旧市町単位の区域などの要件から、施策を位置付けるうえで適切なまとまりのある空間の範囲で区分し、全体構想にて示す整備方針等を受け、地域の特性や課題に応じ誘導、整備すべき建築物や諸施設の用途・形態、また既存集落の維持、インターチェンジや幹線道路周辺における工場や研究施設、物流施設等の産業の立地、円滑な都市交通の確保、緑地空間のグリーンインフラとしての機能の評価と保全・創出、空地の確保、景観形成のため配慮すべき事項等の方針を明らかにする。

(4) 実現に向けた取組み

全体構想で掲げる方針を実現するためのまちづくりを総合的に推進する枠組み、まちづくりの成果を定期的に把握し、改善に結びつけるための取組みなど、都市計画マスタープランの運用・推進方策に係る方向性を示す。

4 計画策定の視点

(1) 市民との協働による計画づくり

計画の策定過程において、様々な手法による市民参加の機会を設け、広く市民の意見を反映させた計画づくりを進める。

(2) 地域別のあるべき市街地像を示した計画づくり

まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細やか、かつ、総合的に定めることなどを検討した計画づくりを進める。

(3) 時代の変化に柔軟に対応した計画づくり

人口が減少に転じ、高齢者の急速な増加が見込まれる中で、医療・福祉・商業等の都市機能・居住の集約やこれと連携した公共交通のネットワークについて記載するなど、コンパクトシティに向けた対応について記述する。また、気候変動の影響により近年頻発・激甚化する自然災害への対応として、災害リスク・防災の観点を考慮した計画づくりを進める。

(4) 市民にわかりやすい計画づくり

計画の内容を視覚的に理解が容易なもので周知できるよう計画づくりを進める。

(5) 希望の未来への計画づくり

「安全」「安心」「未来」をキーワードに、市長の市政運営の方針を反映させ、活力のある都市を目指す計画づくりを進める。

5 計画策定の体制

(1) 市民参加

計画に市民の意見等を反映させるとともに、市民との協働による計画づくりを進めるため、次のとおり市民参加を積極的に推進する。

① 市民意識調査（都市計画アンケート調査）

現在のまちづくりの施策に対する満足度・重要度や効果等に関し、市民の意見や意識を把握するため、18歳以上の市民3,000人を対象に「都市計画アンケート調査」を行い、把握した市民の意見等を計画の策定過程において最大限活用し、可能な限り計画に反映する。

② オープンハウス

市民のまちづくりへの参画と地域別構想の策定のため、市内の公共施設、商業施設、イベント会場等において、まちづくりに関するパネル展示説明を実施しながら意見を募り、把握した市民の意見を計画策定過程において最大限活用し、可能な限り計画に反映する。

③ パブリックコメント

計画案について、パブリックコメントを実施し、広く市民から意見・提案等を求める。

④ 加須市議会

計画策定の進捗状況について、市民の代表である加須市議会へ定期的な報告を行う。

(2) 庁内体制

① 庁内検討委員会

副市長を委員長、都市整備部長を副委員長とし、委員は別表1に掲げる部長職で構成する。全体構想においては、市内全体の土地利用の方針を定め、地域別構想においては、地域の特性、地域課題に応じた地域像を協議するとともに、分科会に対し必要な指示を行う。

② 分科会

分科会長及び副分科会長を委員長が指名し、会員は課長級で構成する。

全体構想においては、市内全体の土地利用の方針を定め、地域別構想においては、地域の特性、地域課題に応じた地域像の検討を行う。

(3) 外部組織

① 加須市都市計画審議会

計画策定の進捗状況について、都市計画審議会へ適宜報告し、都市計画マスタープランへの意見を募り、可能な限り計画に反映する。

(4) 策定業務委託

策定に当たっては、都市計画マスタープラン策定業務を受託した実績のあるコンサルタント業者に、指名によるプロポーザルで委託し、円滑な計画策定を行う。

プロポーザルの実施要領は別に定める。

6 策定スケジュール

策定スケジュールは、別紙のとおりとする。

都市計画マスタープラン庁内検討委員会

構成委員	関連する課
副市長（委員長）	
総合政策部長	政策調整課 市民協働推進課 DX推進課 財政課 管理契約課
総務部長	総務課 市民課 税務課
環境安全部長	環境政策課 資源リサイクル課 危機管理防災課 交通防犯課
経済部長	産業振興課 観光振興課 農業振興課 農業委員会
こども局長	子育て支援課 こども保育課
福祉部長	地域福祉課 障がい者福祉課 高齢介護課
健康スポーツ部長	いきいき健康医療課 スポーツ振興課
都市整備部長 （副委員長）	スーパーシティ推進課 都市計画課 建築開発課 道路公園課 治水課
上下水道部長	下水道課 水道課
騎西総合支所長	地域振興課 農政建設課
北川辺総合支所長	地域振興課 農政建設課
大利根総合支所長	地域振興課 農政建設課
生涯学習部長	教育総務課 生涯学習課 図書館課
学校教育部長	学校教育課 学校給食課

関連する課については、協議事項に応じて随時加えることがある

都市計画マスタープラン策定体制

